

## 「LGBT 関連訴訟の現状」

2017 年 6 月 15 日(木) 開催

### 1. はじめに

「MOT 勉強会」2017 年度の 3 回目は、さる 6 月 15 日(木)、中央区京橋区民館 2 階の 3 号室にて開催された。

講師は、筑波大学人文社会科学研究科法学専攻准教授の星野豊先生。

講演案内には、

「企業や大学における LGBT への対応は、近年ようやく本格化してきたが、解決未了の問題も少なからずある。

本報告では、LGBT 関連訴訟の現状を紹介し、今後における対応の基本的な方向性について考えてみたい。」

と書かれていた。

星野先生の「LGBT」をテーマにした講演は、昨年に引き続き 2 度目となる。この 1 年で LGBT 関連訴訟の事例も新たに加わり、LGBT を巡る環境も変化しているとのことで、最新事情を伺ってみた。

### 2. 講演概要

配布された資料は、8 ページのパワーポイントからなるレジメで、講演はレジメに沿ったスクリーン映像を元に進められた。

レジメの構成は、以下の通り。

1. LGBT 関連訴訟の動向
2. LGBT 関連の従来事案①②
3. LGBT の現在進行中事案①②
4. 組織内における LGBT 対応の今後?

講演には現在進行中の訴訟も含まれており、講演内容の報告にあたっては専門的な配慮と注意が必要なことなどを鑑み、講演レポートは星野先生が自ら作成された解説記事をそのまま掲載させていただくこととした。

## 星野先生による本公演の解説記事

周知のとおり「LGBT」とは、レズビアン (Lesbian)、ゲイ (Gay)、バイセクシュアル (Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender) の一括略称であるが、このうち、LGB については性愛対象、T については性に関する自意識という、次元の異なる問題が含まれていることに、注意しておく必要がある。

従来、LGBT に関して職場や学校で争われた事案としては、職場等における労働法上の処遇（服装、設備利用等）に関する、T に対する取り扱いが典型的なものであり（東京地裁平成 14 年 6 月 20 日決定・平成 14 年(ヨ)21038 号事件）、LGB は「性趣向」の問題であって、職場や学校は「関知しない・できない」という態度が、少なくとも建前上は維持されてきた。実際、「個人の自由」という観点からしても、施設の管理等における取扱いが問題となりうる T については、職場や学校としても検討の必要があるが、LGB は「個々人の私生活の問題」であるため、職場や学校としては関知しない・できない（せいぜい組織内における「恋愛禁止」を不文律とすることくらい）という対応をすることが、「合理的」あるいは「法的に妥当」と考えられてきたわけである。

しかしながら、最近においては、LGBT に共通する、新たなタイプの組織内トラブルが、徐々に訴訟で争われるに到っている。これらの事案の中には、本発表時である平成 29 年 6 月時点で裁判所の判断が未だ下されていないものがあり、今後の議論の動向についてもなお不明確な部分が少なからずあるが、今後における職場や学校における「性」に対する考え方としての変化を生じさせる可能性が多々あるものと考えられるため、各訴訟の現状を概観し、各職場・学校における対応のあり方について考えてみたい。

既に確定している事件として、東京高裁平成 27 年 7 月 1 日判決・平成 26 年（ネ）5258 号事件（原審：静岡地裁浜松支部平成 26 年 9 月 8 日判決・平成 24 年（ワ）627 号事件）があり、これは、性同一性障害により、男性から女性へと転換した者に対して、会員制ゴルフクラブが入会申請を拒否したことが第一審第二審ともに違法とされ、慰謝料の支払が命ぜられた事案である。この事案における性転換者本人は、これまで外貌等に関して第三者とトラブルを生じさせたことはなく、法律上必要な手続を経て戸籍の変更を済ませていたにもかかわらず、性転換の事実を戸籍謄本の記載により知ったゴルフクラブがそれを理由として入会を拒絶したことが違法であるとされており、私的な団体であるゴルフクラブが果たして入会希望者に対してどのような基準を以て入会審査をすべきであるかという一般論の問題を除くと、結論に対して特に異論の生じないところであったが、LGBT の何を以て保護の根源と考えるべきかについては、解決

未了の部分が残されていた（星野豊・ジュリスト 1502 号 119 頁(2017 年 2 月)参照）。

これに対して、現在係争中の事案の中には、LGBT 側が組織内でどのような行動をしていたか自体が争点となっているものがあり、事件としての解決はもとより、事件に対する分析を複雑にしていることが窺える。

まず、東京地裁平成 28 年(ワ)18926 号事件（移送前は、名古屋地裁平成 28 年(ワ)1261 号事件）は、同性愛者であった学生が、同性の他の学生に対して恋愛感情を告白したところ、約 1 週間後に同性愛者である事実を SNS 上で暴露され、精神不安定となって大学に相談等している最中に自殺したことに対し、遺族が相手方学生と大学とを相手取って損害賠償を請求している事案である。これに対し、相手方学生は、当該学生からやや頻りに身体的接触や各種の「相談」「助言」を受けたため、暴露はやむを得ない対応であったと主張しており、また、大学は、相談を受けたことへの対応には問題がなかったと主張して、遺族の請求を争っている。本件に対する論評には、同性愛者に対する社会的偏見の存在を議論の前提として、同性愛者本人の希望しない暴露自体が不法行為となり、大学がしるべき対応を迅速に取らなかったことにも問題がある、とするものがある一方で、一私人である相手方学生には当該学生が同性愛者である事実を秘匿しておくべき法的義務はなく、大学としても成人に達している学生個人間の私生活に関するトラブルに逐一对応する法的義務はない、とするものもあり、裁判所の判断がどのように下されるかが注目される。

また、山口地裁岩国支部平成 22 年 3 月 31 日判決・平成 21 年(ワ)62 号事件（控訴審：広島高裁平成 23 年 6 月 23 日判決・平成 22 年(ネ)220 号事件、上告審：最高裁平成 24 年 2 月 9 日決定・平成 23 年(受)2029 号事件）は、職場で同僚と信頼関係悪化が生じた性同一性障害者の従業員が解雇され、解雇無効確認の仮処分審尋中に本人が自殺した後、遺族が解雇無効訴訟を提起し、解雇無効及び慰謝料支払の判決が確定した事案である。なお、遺族は、本人の自殺が労働災害に該当するとして労災補償を請求しており、第一審である広島地裁平成 29 年 1 月 25 日判決・平成 26 年(行ウ)10 号事件は、遺族の請求を棄却、遺族は控訴し、事件が控訴審に係属している（広島高裁平成 29 年(行コ)2 号事件）。本件では、本人と同僚との信頼関係悪化の原因となった事実の具体的内容について、当事者間で争いがある。すなわち、原告遺族側は、性同一性障害の事実を本人が同僚に告げたところ、同僚から忌避されたことから部署全体に問題が拡大し、結果として本人が解雇された、と主張しているのに対し、被告同僚・企業側は、本人が同僚に対して自傷の跡を見せたり恋愛感情を告白したりしたため、同僚が心理的圧迫を受けて信頼関係が悪化したためやむを得ず解雇した、と主張しており、議論は平行線となっている。本件に対する評論においては、原告遺族側とほ

ば同旨を前提とするものが比較的多いが、裁判所の認定は、被告同僚・企業側の主張に基本的に沿ったものとなっており、ただ、配転による対処の可能性を十分に検討しなかったことが違法である、との判断が下されている。また、労災請求に関する裁判所の第一審の判断も、前記認定と同旨の前提をとり、遺族の請求を棄却している。

この数年間の中で、LGBT に関する議論は急速な変化を遂げており、少なくとも LGBT であることを理由とした不利益対処が「差別」に当たるとする認識は、少なくとも建前としては、圧倒的多数の組織で共有されつつあると考えて差し支えない。しかしながら、「不利益対処をしないこと」を超えて、どのように LGBT を処遇すべきであるかについては、LGBT に関して何を「保護」すべきかを筆頭に、議論がほとんど確定していないのが現状であるように思われる。LGBT が当該者の「個性」の問題であると考えれば、「本人の意思」を議論の中心に据えることが理論上もっとも明快な結論を導きやすくなることが明らかであるが、組織内の良好な関係を維持することをも考慮に入れるのであれば、LGBT であるか否かを問わず、「他人との関係の安定性」を第一義に組織対応を行うべきであるとする議論にも相当の説得力がある。また、上記 2 件の訴訟においては、訴訟当事者・関係者が LGBT である事実は必ずしも隠されていないが、このことが LGBT に対する社会全体からの見方に対してどのような影響を及ぼすこととなるかは、未知数の部分がかなり大きい。実際、各自の感情が「個人の自由」であるとする、他人が LGBT である事実をどのように感ずるかも各自の自由の範疇に属するものであり、どのような考え方であっても、それを「間違った考え方」と断ずることに対しては、別の問題が生ずることとなりかねない。

法律学は、これまで性に関する問題のほとんどについて、いわゆる「男女不問社会（男性であるか女性であるかを問題の解決に当たって考慮しないことを前提とする社会）」における「個人の平等」の推進を以て、「男女の平等」を図ることを指向してきた。そして、この法律学の思考様式は、LGBT に関して生じている現在の問題に対しても少なからず影響を及ぼしているため、事態の解決に関する有効な観点を示せていないのが実情である。従って、今後においては、職場においても学校においても、個人の「性」に関する問題に直面している事実を、各自が何らかの形で「性」に属している事実を含めて、正面から捉え直す必要があるのではなかろうか。かかる捉え直しによって、各自の「個性」としての性の問題のみならず、現在においてもなお理由なく存続している事実上の「性役割」に関する問題点の存在をも明らかにすることが可能となり、かかる議論は、最終的には、社会全体として子どもをどのような大人として社会に迎え入れ、社会全体の発展と存続をどのように図っていくべきか、という大問題についての方向

性を探るための、重要な示唆を与えてくれることが期待できるように思われる。

以 上

**(監修 加藤美治、執筆 星野豊、編集 石垣純)**